

第 1 評価グループ 評価調書

< 第 1 評価グループ >

中村 和之 委員 (座長)
徳永たつ子 委員
牧田 和樹 委員
松原 穂積 委員

1 新湊交流会館管理費 (地域福祉課)

事業概要

市民生活の向上と支え合いによる地域社会づくりの推進を図るため、市民同士の交流及び新湊地区における福祉団体等の活動の場を提供する新湊交流会館を管理運営する。

委員の主な意見

会議室やホール等の貸室の稼働率が低いことから、稼働率の改善に向けた取組を講じるべき。

施設の設置目的を踏まえた稼働率の目標を設定し、目標に達しない場合には何が問題なのかをしっかりと検証するべき。

利用者の声などを踏まえた定性的な評価に基づくサービスの改善に取り組むべき。

今年度から施設本来の目的に適っていることを前提にホールでの飲食を認めたとのことだが、このような柔軟な運用を更に進めることで稼働率を高めるべき。

また、そういった取組によって生じる新たな事業コストは使用料に反映させるべき。

新湊地区の特色を生かした事業を行うことで、地域の中での交流の促進や施設の稼働率の向上につながるのではないかと。

指定管理者に対しても目標管理、コスト管理を求め、月次、半期、年次ごとに取組状況を評価・検証するべき。

周辺には同じように貸室を提供している新湊中央文化会館及びその施設内施設である中央公民館があるが、類似した機能を有する施設が集積していることをメリットとして捉える考え方もある。所管課の枠を超えてこれらの施設を一体管理

することより、コンベンションなどにも対応できる大きなキャパシティを持つ施設にすることができる。

施設の予約状況の確認や予約・利用申請ができるポータルサイトを市のホームページに開設し、市内の施設について周知を図るとともに、利便性を高めるべき。

施設使用料の減免について、減免していなかった場合に得られる金額や減免利用の場合においても発生する事業コストを可視化するとともに、減免利用の状況も踏まえた上で、受益と負担の見直しを検討するべき。

評価

貸室は年間開館時間のうちの8割以上において利用されていないことから、稼働率の改善につながる取組を講じられたい。

そのためにも、稼働率の目標を設定し、指定管理者に対しても目標管理を求め、定期的に評価及び検証を実施するとともに、ニーズを捉えた柔軟な施設運営に努められたい。

併せて、使用料については、減免による利用状況を明らかにするとともに、受益と負担の見直しについて検討されたい。

また、周辺には同じく貸室を提供している新湊中央文化会館及び中央公民館があることから、これらの施設との一体管理による有効活用についても検討されたい。

2 新湊農村環境改善センター維持管理費（農林水産課）

大島農村環境改善センター維持管理費

事業概要

農村生活の環境改善、健康増進及び地域の連帯感の醸成を図るため、様々な研修、交流活動やレクリエーションなどの場を提供する農村環境改善センターを管理運営する。

委員の主な意見

農業者の減少に伴い、所期の目的である「農村生活の環境改善、健康増進及び地域の連帯感の醸成」を図る施設というよりも、一般的な貸館施設として利用されており、今後の施設のあるべき姿を検討する必要がある。

農業者ではない一般の利用者が多いという現状を踏まえた上で、それぞれの施設の特色を伸ばす方向で運営し、更なる稼働率の向上を図るべき。

充実した機能を有する施設であり、農業者だけでなく一般利用も可能であるこ

とをもっと周知するべき。

農林水産課が施設を所管する必要性があるとは思えない。

指定管理者制度を導入してから10年が経過していることから、導入による具体的な効果を検証し、更なる管理運営の質の向上につなげるべき。

当該施設に限らず、現行の指定管理者制度においては、指定管理者が努力して収入を伸ばす、あるいは支出を削減した場合には次期の指定管理料が削減されてしまうので、指定管理者のインセンティブが働くように制度の見直しを検討するべき。

新湊農村環境改善センターについては、道の駅新湊との連携のみならず、周辺に公共施設や民間施設が集積しているメリットを生かした施設運営に取り組むべき。

新湊農村環境改善センターと大島農村環境改善センターは同一目的の施設であるにもかかわらず料金設定が異なることから、料金体系を整理するべき。

評価

農業者団体による利用が減少し、主に一般の利用者が貸館施設として利用している現状にあることから、立地条件や周辺施設との連携を生かしながら、施設の特色を伸ばす方向で運営することで更なる稼働率の向上に努められたい。

併せて、新湊農村環境改善センターと大島農村環境改善センターは、同一種別の施設であるにもかかわらず料金設定が異なることから、料金体系を整理し、使用料の見直しを検討されたい。

3 畦畔除去整備事業補助金（農林水産課）

事業概要

農業生産性の向上による農業者の経営基盤の強化を図るため、水田の区画拡大を目的とした畦畔除去整備を実施する集落営農組織や認定農業者に対し、補助金を交付する。

委員の主な意見

これからの事業の在り方を考える際には、今後必要となる事業費の総額を把握するべきだと考えるが、いつ、どのくらいの事業費が必要となるのが不明である。

同様の制度があるのは、県内10市の中では、本市以外では、富山市と小矢部市だけであり、しかも富山市においては近年は事業実績がない。更に市町村合併前においても、旧市町村で実施していたのは小杉町のみであったという経緯を踏

まえると、本事業が農業振興において不可欠なものであるとは考えにくい。

過去10年間の事業実績が大幅な減少で推移していることから、畦畔除去を推進する必要があり本事業に対する需要の高い地区については、既に整備を終えているのではないか。

本事業を継続するにしても終期を設けて実施した方が、結果として、早期の畦畔除去の実施に向けた後押しにつながると考える。

市町村合併前の事業内容をそのまま引き継いだということであるならば、合併から10年を経過したこの機会に見直しを考えることも必要である。

評価

近年は事業実績が大きく減少していることから、ニーズが低下していると考えざるを得ない。また、県内他市の多くが同様の事業を実施していないことから、本事業が農業振興において不可欠なものであるとは考えにくいことから、事業の廃止について検討されたい。

仮に、本制度を継続する場合においても、終期を設けて実施することで早期の畦畔除去を推進し、終期の到来を以って事業を廃止することを検討されたい。

4 商店街等新規出店支援事業補助金（商工企業立地課）

事業概要

商店街での起業・創業、事業継承を促進し、商店街の賑わいを創出するため、商店街等に新規出店する事業者に対し、補助金を交付する。

委員の主な意見

本事業が商店街の賑わい創出につながっているのか検証が必要である。

新湊地区に出店した店舗の多くは、既存商店街ではなく内川沿いに出店しており、商店街の活性化にはつながっていない。

商店街の空き店舗を活用し出店する際には、一般的な改装費用だけでなく防火対策にもコストが必要となる場合があることから、現行の補助金の額では不十分である。

商店街の賑わい創出を図る目的は、突き詰めれば射水市全体の賑わい創出を図ることであり、商店街に限定せずに、市全体の商業振興につながるよう事業内容を見直すべき。

本事業だけで、事業の目的である賑わい創出を図ることは難しいと考える。

魅力的な地域資源が点在しているので、人の流れをつくるという視点があるとよい。

新規出店数が増加したことが事業効果ではなく、その先にある、まちに賑わいが創出されて市民の生活がより豊かになることが本事業の効果であると考え。補助金を交付するからには、事業効果が市民に還元されているのかという視点で検証をするべき。

国や県の支援制度を踏まえ、市でなければできない支援とは何かを考えるべき。また、商工団体や商店街との連携が不可欠であることから、連携による相乗効果を高めることも併せて考えるべき。

評価

本事業が商店街の賑わい創出につながっているのか常に検証し、より効果の高い事業への見直しを検討されたい。

その際には、商工団体や商店街との更なる連携を図ることとした上で、市でなければできない支援にねらいを絞って事業を展開することを検討されたい。